

横浜市技能文化会館 1 階旧喫茶スペース活用事業者の公募に関する質問・回答

No.	項目	質問内容	回答
1	公募要項 全般、 別紙 1「活用にあたっての条件」	旧喫茶スペースの西側（大通り公園側）ガラス壁面（横1.6m×縦2.4mのガラスパネル6枚で構成される区域）において、既存のサッシフレームやガラスを傷つけない構造で、室内側から外側へ向けた自立型の大型デジタルサイネージ（高輝度LEDディスプレイ）を設置することを検討しております。本画面を用い、会館のイベント情報や横浜市の観光情報、国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）のPRに加え、周辺の地域企業等の商業広告を放映して媒体収入（広告収入）を得るビジネスモデルは、施設の管理規則、景観条例、および屋外広告物条例等の観点から許可されますでしょうか。放映コンテンツの制限（業種制限等）や、事前にクリアすべき諸条件があればご教示ください。	収益の有無に関わらず、景観の観点から大通り公園側への広告物やデジタルサイネージの掲出はご遠慮ください。
2	公募要項 9 選考基準「配置計画（レイアウト）」「環境への配慮」等	店内の空間演出（世界の風景投影）および質問 1 の外向けサイネージとして、西側壁面に大型LEDディスプレイ（最大時：横9.6m×高さ2.4m、約23平米）を設置することを計画しております。つきましては、現状の1階旧喫茶スペースにおいて、大型LEDディスプレイの駆動に耐えうる電気容量（目安：最大10～15kW程度）が確保されているか、あるいは事業者負担での電気容量増設工事を行うことは可能でしょうか。また、LEDの放熱処理を行うにあたり、ガラス内側への給排気ファン設置などの軽微な設備加工は許可されますでしょうか。その際、既存の2階外壁面に設置されているエアコン室外機等の稼働や、ビルの既存換気ルートへ影響を与えないための留意事項等があれば合わせてご教示ください。	旧喫茶スペースの電気容量は50A・100Vであり、単純計算による最大電力は約5,000W（5kW）です。ただし、実際に使用できる電力は、既存の照明その他の設備の使用分を差し引いた容量となるため、計画されている大型LEDディスプレイの必要電力10～15kWには不足すると考えられます。 電気容量の増設及び給排気ファン等の設置については、現時点で可否を確約できません。選定後、詳細な機器仕様、電気・放熱計画及び施工図面等をご提出いただき、市、施設管理者、電気主任技術者等との協議を経て、既設設備への影響や施設管理上・法令上の支障がない場合に限り実施可能です。なお、会館全体の電気設備の状況等により、希望する容量まで増設できない場合があります。 計画に当たっては、既存の空調・換気設備、2階外壁面の室外機、排煙・消防設備、避難経路及び建物構造等に影響を与えないようにしてください。また、必要な調査、設計、工事、申請、維持管理及び原状回復等に要する費用は、原則として事業者負担となります。建築躯体・設備の変更等については、事前に市と協議してください。 なお、収益の有無に関わらず、景観の観点から大通り公園側へのデジタルサイネージの掲出はご遠慮ください
3	公募要項 9 選考基準「配置計画（レイアウト）」別紙 1「活用にあたっての条件」	施設利用者の利便性と魅力向上（ミッドセンチュリー調の温かみのある船内空間演出）を目的に、既存のジブトン天井（推定天井高3.3m下地）やエアコン・消防設備に干渉しない形で「木製ルーバー（格子）」の吊り下げ、および北側壁面への「世界地図の装飾パネル」の設置を検討しております。特に、北側壁面の既存モザイクアート（壁画）に対しては、一切接触せず無傷で完全保護ができる『完全独立型の自立フレーム（ノン・アンカー工法）』での施工を想定しております。退去時の原状回復において、これら建物を傷つけない自立式インテリア造作の撤去および軽微な補修を行えば問題ないか、事前に留意すべき建築・消防法上（スプリンクラー等の干渉含む）の制限等があればご教示ください。	木製ルーバー、装飾パネル及び自立フレームの設置については、選定後、形状、材質、重量、支持方法、転倒・落下防止対策等を示す詳細図面をご提出いただき、市及び施設管理者との協議を経て、施設管理や法令上の支障がない場合に限り実施可能です。ノン・アンカー工法については、当課職員立会の上、メーカー等による現地確認を実施いただいた上で、可否を確認いたします。 計画に当たっては、既存のモザイクアートを損傷しないことに加え、天井や建物構造、排煙口、スプリンクラー、火災感知器、誘導灯、非常用照明、空調・換気設備、避難経路及び点検口等の機能や保守点検を妨げないようにしてください。また、使用材料の防火性能等についても確認が必要です。 設置・撤去、関係機関との協議、必要な改修及び原状回復等に要する費用は、原則として事業者負担となります。詳細図面が整った段階で、建築指導課、所轄消防署等へ事前相談の上、回答内容を市に共有してください。なお、軽微な補修のみで原状回復が完了するとは限らないため、施工前に設置・撤去方法及び原状回復の範囲を市と協議してください。
4	公募要項 全般、 別紙 1「活用にあたっての条件」	西側ガラス壁面における外向けデジタルサイネージの設置について、初期投資の適正化や周辺景観への配慮から、ガラス面全体（6枚分）を全面LED画面とするプランのほか、中央部の数面（例：ガラス3枚分、横約4.8m×縦約2.4m）のみをLED画面（放映媒体）とし、残りの左右の面を固定のデザイン看板（非発光）とする分割導入プランも合わせて検討しております。市側（または景観条例上）において、外に向けて放映するサイネージの「最大面積」や「設置可能枚数」に関する具体的なレギュレーションや制限がございましたらご教示ください。	No. 1 の回答に記載の通り、収益の有無に関わらず、景観の観点から大通り公園側への広告物やデジタルサイネージの掲出はご遠慮ください。